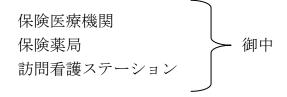
事 務 連 絡 平成 25 年 2 月 13 日



厚生労働省保険局国民健康保険課厚生労働省保険局高齢者医療課厚生労働省保険局高齢者医療課厚生労働省保険局医療課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における 被保険者等の一部負担金の免除措置の取扱い等に関するポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者等(以下「被災被保険者等」という。)の一部負担金の免除措置及び一部負担金等免除証明書の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長等について」(平成25年2月13日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・総務課医療費適正化対策推進室事務連絡)においてお示ししているところです。

今般、当該取扱いに関する周知用のポスター(「医療機関等で受診される被災者の皆さまへ」)を送付させていただきますので、窓口に掲示する等、受診される被災被保険者等に対しての周知に御協力をお願いいたします。

平成25年3月1日以降も、以下の方については、 引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

- 1. 窓口負担の免除を受けることができる対象者と期限
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等(※1) の被災者(※2) → 平成26年2月28日まで
- (※1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット) (解除・再編された地域を含みます。)
- (※2) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。
- (注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等<u>以外</u>の被災者も、 ご加入の医療保険の保険者により、窓口負担が免除されることもありますので、 詳細については、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせ下さい。

## 2. 窓口負担の免除を受けるための手続

- 平成25年3月1日以降も、窓口負担の免除を受けるためには、<u>有効期限が切れていない免除証明書</u>を窓口で提示する必要があります。
- (注) 上記免除証明書は、ご加入の医療保険の保険者から新たに送付されますが、 お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせ下さい。

免除証明書に関してご不明な点があれば、 ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

- ◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。
  - ・入院時の食費、居住費
  - ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
  - ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等